

### 使用済燃料貯蔵施設への人の不法な侵入等の防止について

人の不法な侵入等の防止について、設工認申請書における変更にあたって、I.2 個別項目の記載箇所から I.1 共通項目への記載箇所へ格上げを行うこととする。

一方、今回の設工認申請対象範囲が電気設備であるため、人の不法な侵入等の防止については次回申請として、当初申請で取り扱っていた。このため、今回の変更においても、先行事業者の例に準拠して、次回申請としたい。

#### <先行事業者の例（JNFL 加工）>

目 次	
	ページ
第1章 共通項目	
1. 核燃料物質の臨界防止	I-1-1
2. 地盤	I-1-6
3. 自然現象	I-1-7
3.1 地震による損傷の防止	I-1-7
3.2 津波による損傷の防止	I-1-11
3.3 外部からの衝撃による損傷の防止	I-1-12
4. 閉じ込めの機能	I-1-20
4.1 閉じ込め	I-1-20
4.2 核燃料物質等による汚染の防止	I-1-23
5. 火災等による損傷の防止	I-1-24
6. 加工施設内における溢水による損傷の防止	I-1-28
7. 遮蔽	I-1-30
8. 設備に対する要求事項	I-1-31
8.1 安全機能を有する施設	I-1-31
8.2 材料及び構造	I-1-33
8.3 警報設備	I-1-34
9. その他	I-1-38
9.1 加工施設への人の不法な侵入等の防止	I-1-38
9.2 安全避難通路等	I-1-38
第2章 個別項目	
1. 濃縮施設	I-1-39
1.1 カスケード設備及び高周波電源設備	I-1-39

なお、次回の設工認申請において、記載する案を添付に示す。

1. 基本設計方針（本文）
2. 事業変更許可申請書との整合性に関する説明書（添付書類1）
3. 技術基準への適合性に関する説明書（添付書類3）

以上